

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・濱口企画財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中村 真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

早速ですが、令和2年9月4日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課、中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年9月4日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回の議案は、議案第20号から議案第24号までが令和2年度補正予算議案5件、議案第25号が寄附議案1件、議案第26号から議案第34号までが条例議案9件、議案第35号から議案第37号がその他の議案3件の合計18件と認定2件、報告5件の計25件を上程いたします。

議案一覧表の中でアンダーラインが引いてある議案第20号、第21号、第30号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るものであり、早急に対応を行いたいことから、9月4日当日に採決をお願いするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。

追加議案としまして、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任の人事案件を2件、契約議案1件を予定しております。

それではまず、議案第20号、第21号につきまして、令和2年度一般会計補正予算（第8号）の概要をご覧ください。

表のページですけれども、補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算（第8号）は、移住・定住促進事業で1,401万9,000円、庁内情報化推進事業で260万3,000円、観光振興事業で800万円、商工業振興管理経費で150万円、小学校教育振興経費で542万4,000円、中学校教育振興経費で439万3,000円等を計上し、補正後の一般会計予算額は146億580万円となります。

特別会計におきまして、定期航路事業で121万6,000円を計上し、補正後の特別会計予算額は70億5,455万円となります。

主な内容について説明させていただきます。

4ページをお願いします。

4ページの中段ですけれどもふるさと鳥羽関係人口創出事業として、予算額は1,401万9,000円を計上しております。新しい生活様式に対応した働き方として注目されているワーケーション等の受入れを推進し、関係人口を創出するため、ワークスペースを整備する事業者に対し補助金を交付するための経費を補正します。

続いて、5ページをお願いします。

観光振興推進事業として、予算額は800万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、宿泊者を中心とした観光客に携帯用消毒用品を提供することにより、新たな生活様式に沿った旅

の協力依頼や情報発信を行うもの等でございます。

次に、下段の高度情報通信システム利用教育事業として、542万4,000円を計上しております。学校教育活動等を再開するに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防しながら児童の学習の機会を保障するため、遠隔授業等に必要な学習用パソコンや大型提示装置等の購入経費を補正します。

6ページをお願いします。

コンピューター教育事業として439万3,000円を計上し、学校教育活動等を再開するに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防しながら生徒の学習の機会を保障するため、遠隔授業等に必要な学習用パソコンや大型提示装置等の購入経費を補正します。

そのほか、4ページから8ページに記載しておりますので、それぞれご確認をお願いいたします。

なお、各事業とも新型コロナウイルス対策に関連するもので、早急に事業着手をしたいことから、9月4日の上程日に即日表決をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第22号から議案第24号について、令和2年度一般会計補正予算（第9号）の概要のほうをご覧ください。

同じく表面です。補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算（第9号）は、基金積立金で8,183万1,000円、賦課事務経費で370万円、戸籍事務経費で709万3,000円、地方道路整備交付金事業で266万7,000円、地域おこし起業人推進事業で286万円、運動施設管理運営事業で267万2,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は146億4,150万円となります。

特別会計において、定期航路事業で191万6,000円を計上するなど、補正後の特別会計予算額は70億5,580万6,000円となります。

主な内容について説明させていただきます。

7ページをお願いします。

戸籍事務として、709万3,000円を計上しております。当初予算で計上した機器更改費用について減額するほか、法改正にともない戸籍事務にマイナンバー制度を導入するため、情報連携システムへの対応に必要な戸籍総合システムの改修に係る経費を補正します。

次の段の住民基本台帳事務につきましても、同様の改修に係る経費でございます。

8ページをお願いします。

8ページの2段目ですが、地域共生社会推進事業として689万6,000円を計上しております。地域共生社会の実現に向け、新たな事業が法制化されたことを踏まえ、国の補助事業を活用し、複雑・複合的な地域課題の受皿を強化するため必要な経費を補正します。

続いて、10ページをお願いします。

10ページ2段目ですが、へき地診療所運営事業として363万円を計上しております。神島診療所のレントゲン診断機器が故障したため、新たな機器を購入する経費を補正するもの等でございます。

次に、11ページをお願いします。

11ページ2段目ですが、観光振興推進事業として2,783万円を減額しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、鳥羽みなとまつり大会が中止となったことから、補助金を減額するほか、入湯税の収

入額見直しに伴い鉱泉源保護管理整備費補助金を減額補正するものです。

続いて、ちょっと飛びますけれども19ページをお願いします。

一般被保険者保険税還付金として1,323万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度国民健康保険税の減免措置に伴って生じる還付金について補正します。

そのほか、基金積立金や新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業費の減額等を4ページから20ページに記載しておりますので、ご確認のほどよろしくをお願いします。

続きまして、先ほどの議案一覧表の3ページ目以降に提出議案の概要を掲載しておりますので、そちらのほうをご覧ください。めくっていただいて2枚目の3ページです。

議案第25号、負担付きの寄附の受納について、教育委員会生涯学習課です。

市民の健全な心身の発達と体力の向上に資する武道振興事業の拠点として鳥羽市武道振興会から鳥羽市武道館を受納する。

寄附の条件としまして、1、武道館の運営を継続し、武道の進行を図ること。2、寄附物件は公益財団法人日本財団の助成を受けて取得した物件につき、処分または目的外利用する場合は、所要の手続を行うこと。3、寄附物件の引渡日は、令和3年4月1日とすること。

続きまして、議案第26号、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について、農水商工課です。

みえ森と緑の県民税市町交付金を適正に管理し、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、基金の設置、積立て及び処分等に関し必要な事項を定めるものです。

続いて、議案第27号、鳥羽市森林環境譲与税基金条例の制定について、農水商工課です。

森林環境譲与税を適正に管理し、森林の整備及びその促進を図るため、基金の設置、積立て及び処分等に関し必要な事項を定めるものです。

議案第28号、鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について、総務課です。

基金を活用した用地の先行取得機会の減少に鑑み、財源の有効活用を図るため所要の改正を行う。

内容は、基金の一部が処分できるように改めるものです。

次のページをお願いします。

議案第29号、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について、総務課です。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の一部改正に伴い、関連条例における延滞金の割合等に関する規定の字句を整理するため、所要の改正を行います。

内容は、関連条例における「特定基準割合」を「延滞金特定基準割合」に改めるほか、「平均貸付割合」を追加するなど、形式的な用語等の見直しを行います。

1としまして、関連条例は、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例、鳥羽市後期高齢者医療に関する条例、鳥羽市介護保険条例。施行期日は、令和3年1月1日です。

続きまして、議案第30号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、

所要の改正を行うものです。

内容は、適用期限について、令和2年9月30日を令和2年12月31日に改めます。

なお、議案第30号につきましては、9月中に適用期限を改正する必要があることから、9月4日の上程日に即日表決をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第31号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について、環境課です。

鳥羽市景観計画の策定及び鳥羽市景観条例の一部改正に伴い、景観保全に関する規定の整理を行うほか、樹木の保全及び排水対策等に関する規定について、所要の改正を行うものです。

内容は、1、「建築物の色彩及び広告物の内容の制限」の項目について、条項を削除する。2、「みどりの監視員」の設置条項を削除する。3、「保護樹木及び保護樹林」の項目について、関連条項を削除する。4、「海洋汚濁の防止」項目について、関係漁業協同組合の「同意」を「協議」に改めるほか。施行期日は令和3年4月1日です。

次のページをお願いします。

議案第32号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、環境課です。

鳥羽市景観計画の策定及び鳥羽市景観条例の一部改正に伴い、適用事業の範囲について、所要の改正を行うものです。

内容は、風力をエネルギーとする再生可能エネルギー発電事業について、適用条件の高さについて「13メートル以上のもの」を「10メートルを超えるもの」に改めます。施行期日は令和3年4月1日です。

続いて、議案第33号、鳥羽市景観条例の一部改正について、建設課です。

鳥羽市景観計画の策定に伴い、景観行政団体の条例で定めるべき事項について、所要の改正を行うものです。

内容は、1、景観計画において、良好な景観を形成するため、地域の現状や景観特性等を踏まえ、区分する地域帯について必要な事項を定める。2、景観計画区域のうち、眺望保全区域及び重点地域の指定について、必要な事項を定める。3、景観提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続について、必要な事項を定めるほか。施行期日は令和3年4月1日です。

議案第34号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について、生涯学習課です。

鳥羽市民体育館サブアリーナの利用料金を定めるとともに、鳥羽市武道館の設置及び管理に関し、所要の改正を行うものです。

内容は、1、運動施設に鳥羽市武道館を追加する。2、鳥羽市武道館及びサブアリーナ等の利用料金について追加するほか。施行期日は令和2年11月1日、鳥羽市武道館は令和3年4月1日となります。

次のページをお願いします。

議案第35号、鳥羽市景観計画の策定について、建設課です。

良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく鳥羽市景観計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第36号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、企画財政課です。

神島町における事業内容の追加等に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に

関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容は、神島診療所のワークステーション更新費用を追加します。

続きまして、議案第37号、令和元年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、水道課です。令和元年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、令和元年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億8,090万7,764円のうち1億円を減債積立金に積立て、9,137万3,127円を建設改良積立金に積立て、1億8,953万4,637円を自己資本金に組入れるものです。

続きまして、認定第1号、令和元年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、企画財政課です。

令和元年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見をつけて議会の承認を求めるものです。

下の表の合計欄ですが、歳入は191億7,302万8,000円、歳出は186億7,920万1,000円、翌年度繰越財源は92万5,000円、実質収支は4億9,290万2,000円となっております。

次のページをお願いします。

認定第2号、令和元年度鳥羽市水道事業会計決算認定について、水道課です。

令和元年度水道事業会計の収益的収支は、収入決算額13億952万2,000円、支出決算額10億7,128万2,000円となり、消費税を除いた収支差引きで1億9,137万3,000円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入決算額が4億3,610万6,000円、支出決算額が8億4,692万4,000円となり、収支差引き4億1,081万8,000円の不足となりました。

また、補填財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は4,679万9,000円、過年度分損益勘定留保資金は1億7,448万5,000円でございます。

続きまして、報告第3号、令和元年度鳥羽市健全化判断比率の報告について、企画財政課です。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のためございません。実質公債費比率は9.6%、将来負担比率は62.5%でございます。

続きまして、報告第4号、第5号、第6号の資金不足比率の報告につきましては、資金不足が生じないため、ございません。

次のページをお願いします。

報告第7号、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について。

地方自治法の規定に基づき定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、提出するものでございます。

各予算書、決算書を配付しておりますので、ご確認のほうをお願いします。

以上で、令和2年9月4日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいた

します。

○坂倉広子委員長 それでは、総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、9月会議の日程等についてご説明いたします。

9月会議に上程される議案につきましては、一般会計補正予算議案2件、特別会計補正予算3件と条例議案9件、その他議案4件、認定2件及び報告案件5件、請願1件の合計26件でございます。

一般質問につきましては、7名の議員から通告がございました。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてでありますけれども、お手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、9月4日に会議を再開いたします。

議事に先立ちまして諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第20号から第21号及び議案第30号の3件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行います。

この3議案につきましては、即日表決をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

趣旨説明の後、議案精読のため暫時休憩します。休憩後、議案に対する質疑を行い、3議案を委員会付託いたします。委員会は、初めに議案第30号について、総務民生常任委員会を開催し、その後、議案第20号及び議案第21号についての予算決算常任委員会を開催いたします。委員会審査終了後、常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決となります。

その後、議案第22号から議案第29号及び議案第31号から議案第37号の15件を一括議題とし、提案者趣旨説明、続いて、認定第1号から認定第2号までの2件を一括議題とし、趣旨説明、そして報告第3号から第7号までの5件を一括議題とし、提案者からの報告がございました。

続いて、請願第1号を議題とし、紹介議員からの説明をしていただき、9月4日の初日を終える予定でございます。

一般質問は通告者が7名ですので、9月10日、11日の2日間で、10日が4名、11日が3名で終了する予定です。

続いて、9月15日に議案、決算認定に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。各常任委員会の日程につきましては、9月16日に総務民生常任委員会を、9月17日に文教産業常任委員会を開催します。なお、17日の文教産業常任委員会は9議案について審査いただきますが、関連のあります議案第25号、負担付きの寄附の受納についてと議案第34号の鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正についての審査は、事前に文教産業常任委員会の河村委員長と相談をさせていただき、関連しておりますので同時に審査していただいたほうが分かりやすいということで一緒にご審査いただければと思います。

予算決算常任委員会につきましては、決算認定の審査を9月18日、23日、24日、25日の4日間とし、9時開催をお願いいたします。補正予算議案の審査は28日の10時から一日で行う計5日間としております。

10月2日の会議においては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決等を行います。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、お諮りをいたします。

議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取扱いについては、そのように決定をいたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○清水事務局長 追加議案の上程等、その取扱いについてご説明いたします。

9月15日の質疑終了後、議案第38号から第39号の2議案の人事案件を一括議題とし、提案者の趣旨説明、質疑を行い、即日表決を行います。

申合せによりまして、人事案件につきましては委員会付託を省略し、質疑を行うが、討論は行わないとありますので、このように取扱いをさせていただきたいと思っております。

なお、この2議案につきましては、9月4日の本会議終了後の全員協議会におきまして説明がございます。

そして、10月2日の最終日の表決の後、議案第40号の工事請負契約の締結について、鳥羽市同報系防災行政無線デジタル化工事を議題とし、提案者の趣旨説明後、総務民生常任委員会に付託し、委員会審査終了後、常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決となります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについては、そのように決定をいたします。

ご協議いただくことは以上です。

これもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦勞さまでございました。

(午前10時30分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年9月1日

議会運営委員長 坂 倉 広 子